視　点

「標準」でなければだめですか？

日本ではさまざまな社会制度が「家」を基本に構築されている。その「家」とは、男性が外で稼ぎ、女性が家庭内でケア労働を担うという性別役割分業の考え方に基づいている。このような家族政策が想定してきた標準モデルの「家」は、実際には社会の鏡として変化を続け、90年代には共働き世帯が専業主婦世帯を超え、その差は年々拡大している。また、「家」の解散を意味する、離婚者数もなだらかな山谷が存在するものの、増加傾向は続いており、今では結婚した３組に１組が離婚を選択している。

このような現状を受け、ひとり親家庭向けの福祉政策にも変化がみられる。ひとり親への支援策は、従来の家族像に基づき、シングルで子どもを育てるのは女性であるという前提から、性別による取り扱いの違いが色濃く残ってきた。父子家庭が児童扶養手当の支給対象になったのは2010年、子どもの修学資金を借りられる母子福祉資金は2014年に父子が加わった。加えて、昨年の４月から遺族年金の受給対象が父子家庭にも拡大されるようになり、性別による取り扱いの違いは解消に向けてようやく動き出したようにもみえる。

一方で、子どもを持つことについては、父母の婚姻関係を前提にした制度設計が依然として残っている。いまだに法律婚を経ず出産した場合は「嫡出でない子」として子の出生届を出さなければならない。父母の婚姻関係の有無によって子が区別されるという明らかな差別を生み続けており、現在でも日本の家族政策は法律婚に強い優遇措置を持たせているといえる。

なかでも、寡婦（夫）控除は法律婚至上主義に則った政策の典型といえるだろう。寡婦（夫）控除は離別・死別した世帯に対し、年間27万円の控除が適用されるだけでなく、保育料や公営住宅の家賃などの算出基準ともなっており、男女問わず支給対象となるが、法律婚を行った人だけに限られている。子どもに対してではなく、親に対する支給であるため、親の婚姻歴の有無によって支給の可否が決まる仕組みとなっており、民法上の婚姻歴がない場合は寡婦（夫）控除の適用外となる一方で、未婚や非婚で出産、その後結婚し、離別・死別した場合は適用となるなどの矛盾が、法の下の平等に反すると問題視されている。

「でき婚」「授かり婚」といわれる、妊娠・出産を機にした法律婚の件数は、近年の結婚観や家族観の変化にともない上昇している。厚生労働省「出生に関する統計」（2010年）によれば、妊娠期間よりも結婚期間の方が短い割合は、1980年には10.6％だったが、2009年では25.3％と倍増しており、結婚にまつわる意識の変化と法律婚に対する強いインセンティブとの狭間で葛藤を抱える人も多い。また、ひとり親の9割を占める母子家庭の相対的貧困率は54.6％に達する。ひとり親がたやすく貧困状態にまで滑り落ちてしまう現状は、標準モデルの「家」から外れた親と子どもに対する社会からのペナルティのようにも受け止められる。

自治体では、貧困に陥りやすいひとり親への支援策の一環として、非婚・未婚者も寡婦（夫）控除の対象として、みなし適用する動きもでてきている。また、島根県邑南町のように、「日本一の子育て村」として、まちぐるみでひとり親支援を展開している自治体の出現は、在住であるかを問わず勇気づけられる人も多いだろう。

世界に視点を移してみても、家族の在り方は変化を続けている。6月26日、アメリカ連邦最高裁判所は同性婚を認める判決を下し、結婚の歴史を塗り替えた。判決後も国を二分する議論は続いており、大統領選の争点のひとつに浮上する勢いだ。かたや日本では、共働き世帯への支援策として、配偶者控除を見直し、新たに「夫婦控除」を創設する案が浮上している。また、夫婦別姓をめぐる訴訟は最高裁大法廷に回付されている。アメリカで繰り広げられている議論と熱量の差を感じずにはいられないが、日本においても多様化する家族像へどのように対応していくのか、幅広い議論を展開していく必要に迫られている。アメリカにはためいたレインボーフラッグは、なにが標準であるかは常に人々の力によって導きだされるものであることを物語っていた。わたしたちは、新たな家族像をどう導きだせるだろうか。

（連合総研研究員　前田　藍）